

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善等事業に関するQ & A
(兵庫県)

問1 地域包括支援センターが介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを居宅介護支援事業所に委託している場合、地域包括支援センターが、各居宅介護支援事業所が賃金改善等を実施するかどうかを確認せず、一律で補助金による賃金改善等の費用を支払うこととすることは可能か。

(答)

補助金等の交付にあたっては、その趣旨・目的に沿って適正に使用されることが前提であり、交付対象となる事業者等が、当該補助金を活用して実際に事業の実施や賃金改善その他の取組を行う意思があるかを確認した上で交付することが一般的である。このため、補助金の原資を委託先に配分する場合においても、当該配分先が補助金の趣旨に沿った取組を行う意向を有しているかについて、事前に確認を行うことが望ましい。

問2 地域包括支援センターの委託先への支払いは、兵庫県から直接支払うことはできないのか。

(答)

本補助金は、地域包括支援センターを交付対象として設計されており、委託先事業所への直接支払いは想定されていないため、国保連合会から委託先の口座情報を提供いただくことは難しい。また、県は地域包括支援センターの委託先の口座情報を把握しておらず、委託先への配分方法についても把握できないことから、委託先への直接支払いは困難である。

問3 地域包括支援センターが介護予防支援や介護予防ケアマネジメントを委託している一部の指定居宅介護支援事業所については、振込手数料が委託料分の補助額を上回るため、当該事業所に対して補助額を支払うとセンターにとって赤字になる。そのような場合において、当該事業所に補助額を支払わないといった対応は可能か。

(答)

振込手数料を他の手段によって補填するなどの対応をしていただくことが望ましいが、地域包括支援センターに支給された補助額（委託先の指定居宅介護支援事業所に支払う原案作成委託料に相当する分の補助額を含む。）に相当する賃金改善を実施することを前提として、地域包括支援センターの判断により、柔軟な配分を行うこととして差し支えない。